



三重県公報

令和元年9月10日（火）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

監 査 委 員 公 表

1	監査結果に対する措置の公表	(監 査 委 員)	1
---	---------------	-------------	---

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成30年11月19日から平成31年2月15日までに実施しました財政的援助団体等の監査について、その結果に基づき令和元年6月までに講じた措置が知事及び公安委員会から通知されたので、同条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年9月10日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	藤	根	正	典
三重県監査委員	野	口		正
三重県監査委員	内	田	典	夫

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人三重県厚生事業団
公の施設名	三重県身体障害者総合福祉センター		
補助金等名	障がい者スポーツ運営事業費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 基本協定書の成果目標について、日中活動系サービス利用率が目標を下回っているの、利用者数の増加に向け、現状を分析のうえ、サービス内容の周知や医療機関等との連携を強化することなどにより、目標の達成に努められたい。			
(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
契約手続		ア 財務規程において、「特に軽微な契約」の範囲が定められていなかった。	
所管部局に対する意見			
(3) 成果目標が達成できていない日中活動系サービス利用率について、団体が目標を達成できるよう、指導・助言等を行われたい。			
(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 成果目標が達成できなかった日中活動系サービス利用率について、利用者数の増加に向け、平成 30 年 7 月 1 日に「三重県身体障害者総合福祉センター運営規程」を改正し、機能訓練に精神障害（高次脳機能障害）を、生活訓練に身体障害を加えることで対象者を拡大しました。 また、非常勤職員を配置するなど職員体制を変更し、効率的・効果的な体制を構築することで、利用者サービスの充実を図り、日中活動系サービス利用率の目標達成に努めます。			
(2) 会計事務等の事務処理について、次のとおり改善しました。			
項 目		対 応 状 況	
契約手続		ア 平成 31 年 3 月に「社会福祉法人三重県厚生事業団契約手続事務細則」を改正し、「特に軽微な契約」の範囲を定めました。今後は事務細則に即した事務処理を行います。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(3) 成果目標が達成できなかった日中活動系サービス利用率については、利用者数の増加に向け、支援部サービス管理責任者及び高次脳機能障害支援コーディネーターを中心に利用者のニーズ把握に努めるよう協議を行いました。また、インターネットを利用したホームページでの情報発信やサービス内容の周知等、PR活動を積極的に実施し、引き続き、成果目標が達成できるよう指導・助言等を行います。			
(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。			

部局名	子ども・福祉部	団体名	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
公の施設名	みえこどもの城		
監査結果及び意見			
(1) 長期金利の低下により基本財産等の運用益が減少するなど、団体の収益環境が悪化しており、青少年育成事業については、平成 29 年 3 月に策定された中長期経営計画に基づき、29 年度から 10 年間で総額 1 億 2 千万円の特定資産を取り崩しながら事業を実施している。 引き続き、事業の安定的、継続的な実施に向け、経費の削減に努めるとともに、効果の最大化を図り、地域社会からの支援が得られるよう積極的に取組むなど、計画の着実な推進に努められたい。			
所管部局に対する意見			
(2) 青少年育成事業については、事業運営が厳しい状況が続いているので、経費の削減や自主財源の確保等に努めるよう、助言等を行われたい。			
講じた措置			
「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況			
(1) 今後も、中長期経営計画に基づき、安定的な事業実施を進める中で、事業執行の効率化を図るなど経費の縮減に努めます。 また、県民運動として地域社会の理解と支援が広がるよう、国・県・市町など行政はもとより関係機関との一層の連携を図るとともに、県民(個人・団体・企業)から当財団への支援寄付及び青少年育成事業に対する事業協賛など、自主財源の確保に向けて、機関誌、公式ホームページに掲載するなど、具体的な取組を進めています。 なお、令和元年 6 月には、当財団と県内地域単位の組織である青少年育成市町民会議を構成員とする組織を改変し、懸案であった地域主体の運動の推進に向けた体制に一新しました。			
「所管部局に対する意見」について講じた措置			
(2) 事業の見直し等も含め効率的に青少年健全育成事業が実施されるよう要請するとともに、定期的な情報交換等を通じて、事業の実施状況、財務状況などを把握しつつ、必要な助言を行いました。			

部局名	農林水産部	団体名	株式会社三重県四日市畜産公社
監査結果及び意見			
(1) 取引頭数の確保や経費削減により経営改善に取り組んでおり、平成 29 年度の当期純利益は約 940 千円となっているが、累積欠損金残高については、22 年度以降 8 期連続の純損益の黒字により減少しているものの、29 年度末現在、約 75,674 千円となっている。また、内臓処理部門など部門別収支が継続して赤字となっている部門もある。 安定的な経営基盤を確立するため、関係機関と連携し中長期経営計画の着実な推進を図り、引き続き、経営の健全化に努められたい。 (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
備品管理	ア 固定資産の実地棚卸において、固定資産台帳との照合が正確に行われていなかった。		
情報公開	イ 情報公開実施要領に定める「対象文書の管理に関する必要な事項についての定め」が整備されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(3) 安定的な経営基盤を確立するため、引き続き、経営の健全化が図られるよう、助言等を行われたい。 (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 今後も役職員が中心となり、積極的な出荷要請活動を行い、と畜頭数の確保を図るとともに、赤字が継続している内臓処理部門については、「内臓部門改革作業部会」を設置し、販売方法の見直しを進めています。また、関係機関と連携し、新たな取引先の開拓を行うなど、安定的な経営基盤を確立するため、引き続き経営の健全化に努めます。 (2)			
項 目	内 容		
備品管理	ア 固定資産台帳には、廃棄処分等によって既に存在しない備品の記載が一部にみられたことから、実地棚卸との照合を担当者 2 名で実施し、存在しない物品 (8 件) については除去処分を行い、平成 30 年 12 月 10 日に作業を完了しました。		
情報公開	イ 社内の情報公開実施要領を平成 31 年 1 月 1 日に改正し、「対象文書の管理」として、対象文書の種類、保存方法、保存期間、廃棄方法に関する規定を整備しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(3) 四日市畜産公社が安定的な経営基盤を確立できるよう、今後も引き続き四日市市と連携し、公社への指導・助言を行います。 (4) 今回指摘を受けた箇所については、監査終了後、公社が速やかに修正を行ったことを確認しました。今後も引き続き、適正な会計事務等を行うよう公社を指導していきます。			

部局名	農林水産部	団体名	公益財団法人三重県水産振興事業団
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
理事等の変更登記	ア 理事等の変更登記が、法律に定める期間内に行われていなかった。		
契約手続	イ 備品の購入手続において、会計処理規程に定める契約書が作成されていないものがあった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
理事等の変更登記	ア 適正な事務処理が行われるよう、平成 30 年度に職員には法律の遵守について周知・徹底を図りました。 平成 30 年 8 月以降の事務処理は、適正に行われています。		
契約手続	イ 平成 31 年 3 月に会計処理規程を改正し、契約書の作成省略を定めた例外規定を追加しました。 平成 31 年 4 月以降の事務処理は、適正に行われています。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			

部局名	県土整備部	団体名	公益財団法人三重県下水道公社
公の施設名	三重県流域下水道施設		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
経理事務	ア 管理備品の修繕費用について、団体が負担すべきものを誤って指定管理料から支払っているものがあつた。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体が負担すべき経費を誤って指定管理料から支払っているものがあつたので、指定管理料の一部(72,700 円)の返還処理を行うとともに、チェック体制を強化されたい。			
(3) 新たに購入した管理備品が年度協定書に記載されていなかったもので、適正な事務処理に努められたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
経理事務	ア 管理備品の修繕費用については、平成 31 年 1 月 30 日に県へ返還するとともに、当該返還に係る会計処理として、平成 30 年度決算における正味財産増減計算書の経常外損益に計上しました。今後は、チェック体制の強化を図り、適切に処理いたします。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 当該指定管理料の一部について、返還処理を行いました。 また、指定管理者業務実績報告書に、指定管理者が負担すべき事案の有無についても記載を求めることとしました。県においても実績報告書のチェック体制を強化し、今後とも、同様の事案について把握漏れがないよう適切な事務処理に努めます。			
(3) 令和元年度分の年度協定書に当該備品を記載しました。 また、事務改善として、①備品に増減があつた都度、下水道経営課、流域下水道事務所及び指定管理者で情報共有する、②年度末に増減確認を実施したうえで年度協定を締結する、③年度協定の内容についても 3 機関で情報共有する、の 3 点を実施することとしました。			

部局名	警察本部	団体名	公益財団法人暴力追放三重県民センター
監査結果及び意見			
(1) 長期金利の低下により基本財産の運用益が減少するなど、団体の収益環境が悪化している。 引き続き、事務の合理化・効率化を推進し、経費の削減に努めるとともに、財源の確保に努め、安定的な財政基盤を確立し、着実な事業実施に努められたい。 (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
財務諸表	ア 「財務諸表に対する注記」において、有価証券の金額に誤りがあった。 イ 「財務諸表に対する注記」において、継続事業の前提に関する事項ではない内容が記載されていた。		
所管部局に対する意見			
(3) 長期金利の低下により基本財産の運用益が減少するなど、団体の収益環境が悪化している。 着実に事業を実施するため、経費の削減に努め、安定した財源の確保が図られるよう、指導・助言等を行われたい。 (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 安定的な財政基盤を確立するため、引き続き、事務の合理化・効率化を図り、経費削減に努めるとともに、所管部局等と緊密に連携を取りながら、各種会合、イベント等に積極的に参加して、寄附金や賛助金収入の拡充に取り組む等、あらゆる機会を通じて、財源の確保を図ることとしました。 (2)			
項 目		対 応 状 況	
財務諸表	ア 有価証券の時価金額については、証券会社から送付される正規の書類「残高証明書」での確認とチェックを徹底します。 イ 継続事業の前提に関する事項は、深刻な状況が予想される場合に記載されるべきものであることから、平成 30 年度の決算書から同事項を削除することとしました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(3) 団体に対して、業務全般の見直しを行い、自助努力の経費削減等を徹底するよう指導しました。また、財政基盤の安定について、団体と適宜検討を重ねることとします。 (4) 団体に対して、適切な事務処理を行うとともに、書類作成に当たっては、正確に記載し、複数職員による実効のあるチェック機能の確保に努めるよう指導しました。			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人三重県視覚障害者協会
公の施設名	三重県視覚障害者支援センター		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
業務報告書	ア 基本協定書に定める業務報告書の一部が、期限内に提出されていなかった。		
開館時間及び休館日の変更	イ 基本協定書に定める開館時間及び休館日の変更について、期限内に県の承認を受けていなかった。		
備品管理	ウ 基本協定書に定める図書等の目録が更新されていなかった。 エ 基本協定書に定める管理備品の管理簿が整備されていなかった。 オ 管理備品の定期的な実査及び書面記録が行われていなかった。		
契約手続	カ 経理規程において、「特に軽微な契約」の範囲が定められていなかった。		
管理文書	キ 文書整理保存要領に定める目録が作成されていなかった。		
情報公開	ク 情報公開実施要領に定める文書件名の公表が行われていなかった。		
個人情報保護	ケ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 会計事務等の事務処理について、次のとおり改善します。			
項 目	内 容		
業務報告書	ア 基本協定書に基づく第4四半期の報告については、期限内（平成31年4月12日）に提出しました。今後とも基本協定書に基づき、適切に処理します。		
開館時間及び休館日の変更	イ 開館時間及び休館日の変更について、基本協定書に基づき期限内に書面で申請することを確認しました。今後は基本協定書に基づき、適切に処理します。		
備品管理	ウ 速やかに、基本協定書に定める図書等の目録の更新を行います。今後は毎年更新を行います。 エ 速やかに、基本協定書に定める管理備品の管理簿の整備を行います。今後は基本協定書に基づき、適切に処理します。 オ 速やかに、管理備品について実査を行い、書面に記録します。今後は、年1回実査を行い、照合結果を記録します。		
契約手続	カ 速やかに、社会福祉法人三重県視覚障害者協会経理規程を改正し、「特に軽微な契約」について範囲を定めます。		
管理文書	キ 速やかに、文書整理保存要領に定める目録を作成し、保存期間が1年以上の文書の所在を明らかにします。		
情報公開	ク 速やかに、保存期間が1年以上の管理文書の件名について、情報公開実施要領に基づき、インターネットのホームページで公表します。今後は情報公開実施要領に基づき、適切に処理します。		
個人情報保護	ケ 速やかに、基本協定書に基づく個人情報の保護管理台帳を整備し、取扱の状況を台帳に記載するとともに、職員に対し個人情報の保護管理の遵守に		

	ついて周知・徹底を図ります。
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (2) 改善を要する事項について適切に処理するよう指導し、令和元年度中に改善がなされたことを確認します。今後も適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。	

部局名	環境生活部	団体名	特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
公の施設名	みえ県民交流センター		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
備品管理	ア 基本協定書に定める管理備品増減報告書の提出が遅延していた。		
経理事務	イ 管理備品の購入において、徴取した見積書の一部が証拠書類として保存されていなかった。		
個人情報保護	ウ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
備品管理	ア 平成 30 年度においては、備品の増減があった際には速やかに管理備品増減報告書を提出しました。今後とも、備品の増減があった際には遅滞なく管理備品増減報告書を提出します。		
経理事務	イ 徴取した見積書をファイルし保管するとともに、スキャンしたデータも保存し、さらに決定した過程が分かるように表を作成することとしました。平成 30 年度は該当する事務がありませんでしたが、今後該当事務が発生した場合は、適切な処理に努めます。		
個人情報保護	ウ 個人情報管理台帳を作成し、責任者、保管場所その他個人情報の取扱いの状況を記録することとしました。以降は適切に事務処理を行っています。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 改善を要する事項について、適切に事務処理するよう指導しました。今後とも基本協定に定められた事務処理を行っているか等を随時確認することとし、適正に対応していきます。			

部局名	農林水産部	団体名	NPO法人ECCOM (旧称：特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター)
公の施設名	三重県民の森		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
重要事項変更の届出	ア 団体の主たる事務所の所在地の変更について、基本協定書に定める届け出が行われていなかった。		
備品管理	イ 備品台帳に記載されていない管理備品があった。 ウ 管理備品の購入伺いについて、納品後に作成されているものがあった。 エ 管理備品の購入代金について、緊急性のないものを、職員個人が立替払を行っていた。 オ 基本協定書に定める増減報告書等において、管理備品の取得価格を誤って報告しているものがあった。 カ 基本協定書に定める増減報告書等において、管理備品の受入日の根拠が明確でないものがあった。 キ 管理備品の購入伺いが作成されていないものがあった。 ク 管理備品の購入代金が支払われていないものがあった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
重要事項変更の届出	ア 平成 30 年 12 月 20 日付けで所在地変更の届け出を行いました。今後は適切に事務処理を行います。		
備品管理	イ 当該備品については平成 30 年度の備品台帳において整備済、及び受入日についても修正済です。また、令和元年度より半年に一度備品台帳の定期的なチェックを行い、記載漏れが無いように徹底します。 ウ 今後、適切な事務処理を行うように、事前に購入伺いを作成することを平成 30 年度に職員に周知・徹底しました。 エ 管理備品の購入において、緊急性のあるもの以外は個人の立替払をしないよう、職員に周知・徹底しました。また、令和元年 5 月末に会計規定を改正し、立替払を行う基準を明確にしました。 オ 今後は価格の記載誤りが無いように、令和元年度より増減報告書提出時に領収書等と価格を照合することで誤りが無いか確認することにしました。 カ 管理備品増減報告書については、今後所管課に確認のうえ修正報告の手続きを行う予定です。また、令和元年度より受入時に納品書を徴収し、日時を備品台帳に記録することで、管理備品の納入日を明確にするようにしました。 キ 今後、適切な事務処理を行うように、事前に購入伺いを作成することを平成 30 年度に職員に周知・徹底しました。 ク 購入代金については令和元年 5 月 27 日に支払いました。また、業者が請求書を未発行であったことから、今後、請求書は現場事務所を通し、団体事務所に送付することで、現場と事務所で支払のダブルチェックができる体制にしました。		

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(2) 会計事務等の事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。今後も必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	医療法人社団壽康会
補助金等名	①医療施設施設整備費補助金、②地球温暖化対策施設整備事業補助金、③三重県新人看護職員研修事業費補助金、④救急患者搬送情報共有システム運営補助金		
対象施設名	吉田クリニック		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務		ア 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書が提出されていなかった。①、②	
所管部局に対する意見			
(2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書が提出されていなかったことにより、仕入控除税額（296,930 円）の納付（返還）処理がなされていなかったもので、納付（返還）を行うとともに、今後は、交付要領に基づき適時適切に報告を求め、適正な事務処理を行うよう指導されたい。①、②			
(3) 三重県補助金等交付規則で定める補助事業等状況報告書の提出について、交付要領で義務付けられていないので、交付要領の規定を見直し、整合を図られたい。③			
(4) 国の間接補助事業において、国の交付決定の時期と県の交付要領に定める補助事業等状況報告書の提出期限とが整合していないので、適時適切に事務処理ができるよう、交付要領の規定を見直されたい。①、②			
(5) 事業内容等の軽微な変更の範囲について、交付要領で定められていないので、交付要領で明確に規定し、補助事業者に明示されたい。②			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		内 容	
補助金等事務		ア 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を平成 30 年 12 月 7 日に提出し、国の補助金交付要綱に定める期限（補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日）までに処理しました。今後とも県の交付要領に基づき、適切に処理します。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 補助事業者から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出を受け、国への報告を行いました。国からの返還請求がなされ次第、速やかに仕入控除税額の納付（返還）処理を行います。今後は、補助事業者に対し、交付要領に基づき適時適切に報告を求め、適正な事務処理を行うよう指導します。			
(3) 平成 31 年 4 月に「三重県新人看護職員研修事業費補助金交付要領」を改正し、補助事業等状況報告書の提出に係る規定を見直し、三重県補助金等交付規則と整合させました。			
(4) 平成 31 年 3 月に「地球温暖化対策施設整備事業補助金交付要領」を、同年 4 月に「医療施設施設整備費補助金交付要領」を改正し、適時適切に事務処理ができるよう、補助事業等状況報告書の提出期限を定めました。今後は、事業の実施に際し、補助事業者に明示します。			
(5) 平成 31 年 3 月に「地球温暖化対策施設整備事業補助金交付要領」を改正し、事業内容等の軽微な変更の範囲を定めました。今後は、事業の実施に際し、補助事業者に明示します。			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す（以下、同じ）。

部局名	医療保健部	団体名	医療法人田中病院
補助金等名	①医療施設耐震化整備促進事業費補助金、②三重県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金、③三重県コミュニケーション支援事業補助金		
対象施設名	伊勢田中病院		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務	ア 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。①		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①			
(3) 交付申請の受付開始通知の発出時期が年度末（平成 30 年 3 月 12 日）と遅くなっていたので、早期に受付を開始するなど、適正な事務処理に努められたい。②			
(4) 交付要領では、補助事業等状況報告書の提出期限を別途定めることとなっているが、定められていないので、提出期限を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。③			
(5) 証拠書類等に基づく実績報告の確認がなされていなかったなので、適正な事務処理に努められたい。②			
(6) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の様式が交付要領で定められていないので、様式を定め、補助事業者に明示するとともに、補助事業者に提出を求められたい。①			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		内 容	
補助金等事務	ア 交付要領に基づき、適正な事務処理が行われるよう、職員に周知・徹底を図りました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			
(3) 平成 30 年度は 11 月 30 日に受付を開始しました。令和元年度以降も、可能な限り交付申請の受付を早期に開始し、適正な事務に努めます。			
(4) 当該事業については平成 30 年度を最後に終了しており、当該交付要領についても平成 30 年度末に廃止しました。			
(5) 平成 30 年度の補助金実績報告時に支出証拠書類の写し添付を求め、適正な事務処理を確認しました。今後も同様の事務処理を継続していきます。			
(6) 平成 31 年 3 月に「医療施設耐震化整備促進事業費補助金」の交付要領を改正し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の様式を定めました。また、令和元年 5 月 22 日に補助事業者から報告書が提出されました。			

部局名	医療保健部	団体名	社会福祉法人敬峰会
補助金等名	①老人保健福祉施設整備費補助金、②三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		
対象施設名	特別養護老人ホーム伊賀の街		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 実績報告等において、補助対象経費の計上誤りがあった（補助金の確定額に影響はない）。①、②		
所管部局に対する意見			
(2) 実績報告等において、補助対象経費の計上誤りがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、交付要領等に基づく適正な事務処理に努められたい。①、②			
(3) 交付要領において、交付決定の際には条件を付けることとなっているが、財産処分制限に係る条件が交付決定通知書に記載されていなかったため、条件を付し、補助事業者に明示されたい。①			
(4) 交付要領において、添付書類の記載例に誤りがあったので、適正な内容を補助事業者に明示されたい。①			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 計上処理に誤りのないよう会計事務を改めていきます。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 適正な事務処理が行われるよう、職員に周知・徹底を図りました。 今後処理が必要になった際は、計上誤りが発生しないよう補助対象経費の精査に努め、同じことが起きないような体制を作ります。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 平成 30 年度に実施された補助事業から、建物の引渡し及び開設準備備品の納品についての現地確認を徹底するとともに、事業実績報告における補助対象経費の計上についての確認を徹底するよう事務を改めました。また、令和元年度からは、補助金交付申請書類、事業実績報告書類の記載例を新たに作成し、令和元年度に老人保健福祉施設整備を行う事業者向け説明会での配付及び説明を行うことにより、補助対象経費の計上誤りを予防する措置を講じました。			
(3) 平成 31 年 3 月に「三重県老人保健福祉施設整備費補助金交付要領」を改正し、財産処分の制限に係る規定を新設することにより、当該補助金による事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分が制限されることを明確化したほか、当該交付要領について補助事業者への明示を行いました。また、令和元年度に老人保健福祉施設整備を行う事業者に対する補助金交付決定の通知から、補助事業の実施時に交付要領に定める事項（財産処分の制限を含む。）を遵守すべき旨を記載しました。			
(4) 「三重県老人保健福祉施設整備費補助金交付要領における添付書類」の記載例については、(3)の改正の際に誤りを是正し、適正な内容を補助事業者に明示しました。			

部局名	農林水産部	団体名	三重茶農業協同組合
補助金等名	①高度水利機能確保基盤整備事業費補助金（農業基盤整備促進事業）、②産地パワーアップ事業費補助金		
所管部局に対する意見			
（１）三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、提出期限を定め、補助事業者に明示されたい。②			
講じた措置			
「所管部局に対する意見」について講じた措置 （１）令和元年度は、事業の実施にあたって、補助事業者に通知する割当内示に提出期限を明記しました。今後も同様に処理します。			

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
